

令和7年度(令和8年1月末現在)

Plan(計画)		Do(実施)	
目標	内容(推進事項)	取組内容	実施状況(進捗状況)
医療費適正化の取組	・将来にわたり医療費の増加が見込まれる中、被保険者の負担軽減および保険財政の健全化を図るため、県、市町、国保連合会が協力し、必要な医療を確保した上で、医療費の適正化を図る。	①後発医薬品の使用促進 ②滋賀県後発医薬品安心使用促進協議会等との連携 ③重複・頻回受診者、重複服薬者、多剤投与者の受診の適正化の取組	①後発医薬品差額通知の実施 19市町 ②後発医薬品安心使用協議会の開催(年1回) ③訪問指導の実施(3期に分けて対象者抽出、訪問指導を実施中) ※多剤投与者の抽出条件を6種類以上、65～74歳、眠剤の処方ありと設定

後発医薬品使用状況	・目標(医療費適正化計画)： <u>R11年度 80%以上を維持</u> H30.3：78.2% ⇒ R6.3：85.6% ⇒ R7.3： <u>88.9%</u>
-----------	---

Check(評価)・Action(改善)	
取組における自己評価	今後の方向性
<p><b>【自己点検(評価)結果】</b></p> <p>○後発医薬品の使用促進 後発医薬品差額通知の対象者について、後発医薬品切替えによる医療費削減効果は70,338千円(H30年8月～R7年7月の軽減効果額累計)</p> <p>○重複・頻回受診者、重複服薬者、多剤投与者への訪問指導の実施状況 R6年度は、訪問指導対象者94人のうち52人に訪問指導を実施し、レセプト点数は78,488点、レセプト日数は171日の減少が見られた。また、改善率は平均42.2%であった。</p>	<p>○後発医薬品の使用促進 ・引き続き滋賀県後発医薬品安心使用促進協議会を通じた医療関係者、医薬品製造業者、保険者等関係機関との連携により、医薬品の安定供給を基本としつつ、安心して後発医薬品を使用することができる環境整備をしていく必要がある。</p> <p>○重複・頻回受診者、重複服薬者、多剤投与者の受診の適正化の取組 ・訪問指導について、今後もより効果的かつ効率的な方法を検討し、県、市町および国保連合会で引き続き取組を進める。 また、訪問指導において薬剤師と同行することで、服薬指導や残薬整理による対象者の健康保持および医療費の適正化も期待できることから、薬剤師会と連携し更なる取組を進める。</p>